

成果と課題

2016年5月7日 第82回慶應EU研究会

「混合協定とEUの関係の実相－環境諸条約を例として－」

兼頭ゆみ子

中央大学法学部兼任講師

EUの締結している国際条約の約4分の1が環境条約だといわれている。EUは独自に高度な環境規範を創り出すと同時に、このように多くの環境条約を締結し、これらの内容はEU法の一部をなすものとなっている。他方、EUにとって環境条約は常に混合協定の形態をとるため、環境条約のEU法規範性には常に不明瞭な部分が存在する。EU・EU法と国際環境規範との関係は詳細にみれば条約や議定書毎に多様であるが、本報告では、EU法・国際法間の規範的交流、条約規範に対する構成国－EU間の権限バランス等に着目し、両者の関係をいくつかの類型に分けて検討することで、概括的な把握を試みたものである。

第1の類型はEUが締結条約の規範に基づき派生法を採択する場合である。この類型にはオゾン層の保護や温暖化に関する諸条約等多くが含まれるが、条約規範の義務や基準を上回る厳格な規範が派生法として採択される場合と条約規範の最低限の域内法化に留まる場合がある。とりわけ前者については、条約義務よりも高度な域内法がその後の締約国会議等でEUが規範的なイニシアティブをとる基盤をなし、対外的にも対内的にもEUの権限が拡大する傾向が強い。また、いずれにおいても環境条約の忠実な実施主体としてのEUの姿、EU環境法と国際環境法の親和性を示しているといえる。

しかしEUが既存の権限範囲を根拠に条約を締結するも、これに呼応して派生法が作られない例も多く見られる(類型2)。なかでも地域的な環境条約(海域を特定された海洋保護条約や国際河川保護条約)に関しては比較的早くから(EUに環境権限の法的根拠が備わる前から)条約の締結がなされてきたが、国際規範の派生法への取り込みはほとんどなされていない。これは派生法の採択プロセスがこのような地域的な環境規範の統合に適応し難いものだからであり、これらの地域的な条約は専らEUが自らの対外的権限を確保する目的で締結される。一般的にEUの締結した条約はすべてEU法としての効力を有するものの、派生法の採択されていない条約規範については事実上、EU法としての実効性(委員会による履行監視等)は担保されない。したがって、混合協定としてEUも関係構成国に並び条約を締結してはいるが、これらの条約の実施はほぼ構成国に委ねられている。

このように締結した環境条約に対するEUの対応やEU法規範性には二面性がある。

さらに、EUと環境条約の関係には第3の類型がある。条約が国家以外の締約主体を予定していないためにEUは締結できないが、EUが条約規範を派生法化して取り込む場合があ

る。CITESのように条約内容がEUの排他的権限と不可避に関わるため、派生法を作成するだけでなく、対外的にも事実上、長年、締結主体として扱われてきた例や、何らかの契機から共有権限においてEUの権限行使が正当化された例が挙げられる。この類型においても、採択された派生法の規範レベルは条約内容よりも高度で厳格である。このような場合、派生法の成立により域内的にEU権限が確立していることを根拠に、密接協力義務に基づき、構成国を介して間接的にEUは対外的影響力を及ぼしている。

このように、環境諸条約とEU・EU法との関係には、EUによる条約締結の有無に関わらず規範的関連性がある。両者の関係はむしろ国際規範の派生法化がなされるかどうか、環境条約に対するEU—構成国間の権限バランスやEUの存在感に強く影響する。他方、派生法化されていない条約のEUレベルにおける規範性は潜在的である。

本報告後、示唆に富む質問や意見を頂いた。また、報告の内容が環境以外の他の共有権限分野における条約とEUとの関係への示唆となりうるか等、課題も頂いた。このような貴重な機会とご助言を頂き、今後は、環境保護分野に着目しつつも、EU法—国際法関係のより多様な観点の研究に努めていきたい。